行政書士ともに法務事務所

終活ニュースレター

～ デジタル時代の終活を考える ～

第5号
2026年9月

特集 電子公証書・遺言手続の

デジタル化

～ もっと便利に、もっと安心に ～



近年、電子公証書や遺言手続のデジタル化が進み、インターネットを利用した手続きや、電子データの管理が可能になってきました。

デジタル化は、時間や場所の制約を減らし、より安全に大切な想いを残すことができます。

今回は、デジタル時代に合わせた遺言や終活の新しい方法と、注意点についてわかりやすくお伝えします。

この号のポイント



1. **電子公証書の仕組み**
 従来の紙の公証書との違いを解説します。
2. **遺言手続のデジタル化**
 オンライン相談や電子データの活用方法を紹介します。
3. **デジタル遺品の整理**
 パソコンやスマホに残る大切な情報の整理方法を解説します。
4. **利用時の注意点**
 安全に利用するためのポイントをお伝えします。

参考文献

- 法務省「電子公証制度について」 https://www.moj.go.jp/
- 日本公証人連合会「電子公証について」 https://www.koshonin.gr.jp/
- 総務省「デジタル遺品に関するガイドライン」 https://www.soumu.go.jp/

※掲載日：2026年9月1日

1 電子公証書とは

電子公証書は、公証役場で作成する公正証書を、電子データで作成・保存する制度です。紙の公証書と同じ法的効力があり、より安全に保管できます。

1 法的に有効な公正証書



電子公証書は、公証人が電子的に作成し、電子署名を付与したもので、紙の公正証書と同じ法的効力があります。

2 安全に保管できる



作成した電子公証書は、法務省のシステムで長期間安全に保管され、紛失や災害のリスクを減らすことができます。

3 手続きがスムーズに



オンライン相談の活用により、事前の説明や必要書類の確認がスムーズに行え、時間や場所の制約を減らすことができます。

2 遺言手続のデジタル化

近年、遺言に関する手続きもデジタル化が進み、より便利で利用しやすくなっています。

1 オンライン相談



公証役場との事前相談をオンラインで行うことができ、自宅からでも専門家のアドバイスを受けられます。

2 必要書類の電子提出



戸籍謄本などの必要書類を電子データで提出でき、事前準備の負担を軽減することができます。

3 遠方でも手続き可能



全国どこからでも手続きを進められるため、遠方に住む方や、高齢で移動が難しい方にも利用しやすくなってきます。

3 デジタル遺品の整理も忘れずに

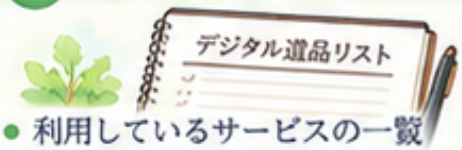
遺言や財産の整理とあわせて、パソコン・スマホなどに残るデジタル情報も整理しておきましょう。

1 主なデジタル遺品の例



- パソコン・スマホのデータ
- メールやSNSのアカウント
- クラウドサービスの情報
- ネット銀行や証券口座 など

2 整理しておくと安心



- 利用しているサービスの一覧
- IDやパスワードの管理方法
- 連絡先や解約手続きの方法
- 家族への伝え方をまとめておく

3 注意すべきポイント



- パスワードを安全に保管する
- 重要な情報は信頼できる家族に伝えておく
- 不正利用を防ぐため、定期的に見直す